

平成 2 9 年度  
第 1 回  
社会福祉法人専門家会議  
会 議 録

平成 2 9 年 7 月 2 5 日

東京都福祉保健局

(午後 4時29分 開会)

○渋谷指導調整課長 定刻になりましたので、ただ今より平成29年度第1回社会福祉法人専門家会議を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。本会議の事務局を務めさせていただきます福祉保健局指導監査部指導調整課長の渋谷でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に事務局より何点か御連絡させていただきますので、これ以降は着座にて失礼させていただきます。

初めに、委員の交代がありましたので、御紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、一言いただければと存じます。

まず、4月1日付で着任されました香川法律事務所弁護士の香川美里委員でございます。よろしくお願いいたします。

○香川委員 弁護士の香川でございます。よろしくお願いいたします。

東京弁護士会で高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員や、日本弁護士連合会で法律サービス展開本部の自治体等連携センター委員をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○渋谷指導調整課長 ありがとうございます。

続きまして、5月1日付で着任されました東京都社会福祉協議会地域福祉部長の川井誉久委員ですが、本日は都合により御欠席となっております。

そして、4月1日付で当局指導監査部長に着任いたしました村田由佳委員でございます。

○村田委員 村田でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、本会議におきまして、今般の制度改正に関する法人支援策につき様々な御助言をいただきまして、ありがとうございます。どうかこの4月にスタートしたところですが、まだスタートし立てですので、都の対応等も含め、これから検証していくべき時期に来ていると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○渋谷指導調整課長 他の委員の皆様は、継続でございますので、事務局より御紹介いたします。

まず、お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授の平岡公一委員長でございます。

○平岡委員長 平岡です。よろしくお願いいたします。

- 渋谷指導調整課長 大光監査法人理事長で公認会計士の亀岡保夫委員でございます。
- 亀岡委員 亀岡です。よろしくお願いいたします。
- 渋谷指導調整課長 明治学院大学社会学部社会福祉学科教授の茨木尚子委員でございます。
- 茨木委員 茨木です。よろしくお願いいたします。
- 渋谷指導調整課長 社会福祉法人マザアス理事長で東京都社会福祉協議会社会福祉法人協議会副会長の高原敏夫委員でございます。
- 高原委員 高原でございます。よろしくお願いいたします。
- 渋谷指導調整課長 続いて、オブザーバーの2人を御紹介いたします。

世田谷区保健福祉部、中里忍指導担当課長でございます。

- 世田谷区中里指導担当課長 中里でございます。よろしくお願いいたします。
- 渋谷指導調整課長 八王子市福祉部、鈴木克彦指導監査課長でございます。
- 八王子市鈴木指導監査課長 鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 渋谷指導調整課長 次に、本日の委員等の出席状況ですが、御紹介の中で報告しましたとおり、委員は7名中6名、オブザーバーは2名中2名の出席で、合計8名の委員の皆様にご出席いただいております。

なお、事務局側として、関係職員が参加しております。

ここで、本日の配付資料を確認させていただきます。

本日お配りしております資料、まず、座って右手のほうに、順に座席表、委員名簿、設置要綱、そして、資料1、資料2、資料3、資料4-1が都内全法人向け、4-2が所轄庁（区市）向けとなっております。そして、左側に参考資料の1から8までお配りしております。資料の不足等は、ございませんでしょうか。

続きまして、会議の公開について御説明いたします。

本会議のうち、都の取組について委員の皆様から御意見を伺う会については、従前から、設置要綱第7条ただし書きに基づき委員長にお諮りし、公開としております。本日も公開としております。

あわせて、議事録の取扱いについて御説明いたします。公開としました会議の議事録は、これまでも当局ホームページにて公表しております。また、昨年度から会議の議事録を会議開催後1カ月以内に公開するようになっております。そのため、委員の皆様には短い期間での議事録確認をお願いしております。今回も、前回と同様の流れで議事録

確認をお願いする予定ですので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局からの連絡事項は、以上です。

これから先の議事進行は、平岡委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願ひいたします。

○平岡委員長 委員長の平岡です。よろしくお願ひいたします。

初めに、本会議並びに会議に係る資料及び議事録の取扱いについて、先ほど事務局から御説明がありましたように、社会福祉法人専門家会議設置要綱第7条のただし書きで、委員長が認めるときは、会議並びに会議に係る資料及び議事録を公開することができることになっておりますので、今回の議題については公開とさせていただきます。改めて、皆様の御了承と御協力をお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、次第2、報告事項の(1)社会福祉法人経営力強化事業の実施状況について、事務局から説明があります。その後、皆様から御発言いただきたいと思ひます。

では、説明をお願ひいたします。

○渋谷指導調整課長 それでは、事務局から、参考資料の1から5を用いて説明させていただきます。一連の事業の説明ですので、続けて説明させていただきます。

まず、参考資料の1は、社会福祉法人経営力強化事業として委員の皆様から御意見をいただき、特に平成29年度から法人向けの取組などを充実させ実施してきた事業の、全体像を示しているものです。

平成29年度からの取組のうち、特に改善の取組への支援という点で、全法人向けの情報提供の拡充、それから、専門家活用の支援、小規模法人向けに事務局機能の向上のための事務担当者向け研修などを予定しております。この後詳しく御説明しますが、この3つの取組は、東京都社会福祉協議会に実施していただくように事務を進めております。

また、新しいところでは、国庫補助事業で会計監査人設置モデル事業という事業が国から示されまして、今、都内の対象となり得る法人に希望の有無を調査しているところです。この後の資料で御説明させていただきます。

それでは、詳しいところを、参考資料の2から順に御説明させていただきます。

参考資料の2は、東京都社会福祉協議会が実施する法人向けの経営力強化事業について、事業の全体像を法人に御紹介し、活用いただくように東京都社会福祉協議会から

御案内していただいた資料です。

1 番のホームページの拡充については、参考資料の 3 が実際のホームページの画面になりますが、制度改革関係の法令や通知、FAQ、研修の案内、相談できる団体の一覧などが盛り込まれています。後で参考資料 3 を御覧いただければと思います。

2 番の会計監査人非設置法人に対する専門家活用の支援については、公認会計士と税理士の方に、まず、都内の社会福祉法人の状況を知っていただく研修を受けていただいてから、実際の法人からの相談に乗っていただくという仕組みを作っております。公認会計士の紹介は 8 月 1 日からを予定しております。その後、税理士の紹介の仕組みも開始する予定になっております。

それから、3 番の法人制度改革対応の研修が、先ほど参考資料 1 で御説明した、小規模法人の事務担当者向けの研修です。

参考資料 4 は、この研修の実施要項の抜粋です。小規模法人を対象に、課題発見力や課題解決力などを身に付けていただくように、基礎的な事項の研修を行います。年間で 6 回ほど、区部と多摩部と分けて実施を予定しております。社会福祉法人制度改革のポイント、それから、法人運営の基礎について、理事会・評議員会の運営、内部統制などの講義、各法人の状況や取組などのグループ討議を経て、最後に、会計の基礎について、決算のポイントや、社会福祉充実計画の計算方法などを受講していただく内容となっております。

参考資料 5 は、先ほど、都内の法人に希望の有無を調査していると申し上げましたが、国庫補助事業として行う社会福祉法人会計監査人設置モデル事業の実施要領です。

今年度は設置義務対象法人ではないけれどもいずれ義務になる法人、サービス活動収益 10 億円から 30 億円以下の法人を主な対象として、1 法人あたり 200 万円以内で補助金を交付して会計監査を任意でモデル的に実施していただいて、会計監査の実施に当たっての課題やメリットを御報告いただくことで、会計監査人の拡大に向けての必要な対応を国として検討されると聞いております。

以上が、経営力強化事業の今年度の具体的な内容の御紹介となります。

資料の説明は、以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明を受けまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

○高原委員 モデル事業は、数はどのぐらいの法人を考えていらっしゃいますか。

○渋谷指導調整課長 都内では5法人程度と考えております。

ちなみに、全国で25法人と国から聞いております。

○平岡委員長 そのほか、どうぞ。

○亀岡委員 今般のモデル事業ですが、今後、会計監査人設置義務法人の範囲を収益20億円超、さらに10億円超と広げていくためにはモデル事業に参加して良かったという法人に参加していただきたいと行政の方は思っていると思うのですが、それは東京都でも同じでしょうか。

○渋谷指導調整課長 参考資料5の(2)実施主体のところ、国から、本事業の採択に当たって以下の点を考慮するということが示されております。①は、要は既に予備調査を任意で実施されて、会計監査を任意で行う予定があるところを優先的に対象とするというお話も受けておりますので、現況報告書や法人調査書で分かる範囲で、既に取り組まれている法人に対しては、確認の意味も込めて御連絡しているところです。

○平岡委員長 そのほか、いかがでしょうか。

参考資料につきましては、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、報告事項の(2)「地域協議会の設置状況について」に入りたいと思います。事務局からの説明の後に、委員の皆様から質問などがありましたら、お願いいたします。

○渋谷指導調整課長 こちらは参考資料6、地域協議会の設置状況という資料を用いて御説明させていただきます。

今回の社会福祉法人制度改革の大きいポイントの一つとして、法人は、社会福祉充実残額の計算をし、充実残額がある場合に社会福祉充実計画を策定する必要があります。社会福祉充実計画の策定について、第1順位は社会福祉事業、第2順位は地域公益事業、第3順位は公益事業と示されているのですが、第2順位の地域公益事業を行うには、地域協議会の意見聴取が必要ということが法で規定されております。

地域協議会というのは、所轄庁単位で設定しますが、29年度は、いわゆる経過措置の時期として、既にある運営協議会など、その法人が既に持っている地域のニーズを把握する場で、意見聴取を行うことでも足りる旨、示されています。

まず、1の地域協議会の設置状況について、都においては設置しておりますが、区や

市の状況を申し上げますと、4区4市の合計8区市で設置、残る41区市が未設置という状況です。

次に、2の地域協議会の委員構成、設置主体について、会議体としては、既存の会議体を活用することという旨が国の通知の中にあり、社会福祉協議会等にある会議体などを活用して設置しているところもあります。都は、東京都社会福祉協議会の中に地域協議会を設置させていただきました。区と市の状況は、(1)で示しているとおおり、直営で設置されたところが1区3市合計4区市、地区の社会福祉協議会の中に設置されたところが3区1市合計4区市です。

(2)は、今年度の地域協議会の開催状況ですが、地域協議会が設置された8区市のうち、開催なしが4区市、また開催した4区市のうち3区市から、実際の地域公益事業の意見聴取が行われた旨を御報告いただいております。

なお、3の今後の設置予定についてですが、未定のところがまだ多いというのが6月末時点の状況です。

簡単ではございますが、以上が状況の報告でございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明について御質問などありましたら、お願いいたします。

○亀岡委員 2点教えていただきたいのですが、今後の設置予定について、行政が直接の主体者としての実施と、社会福祉協議会を中心とする実施という選択をどのような基準で判断をされているかということと、もう一つは、今後、地域協議会を設置するかしないかの判断は、どのように行われるか。分かる範囲で結構です。

○渋谷指導調整課長 特に基準は設けられておりませんので、それぞれの区市が所轄庁として直営で地域協議会を設置するか、あるいは、社会福祉協議会の中にある会議体を活用するかというのは、それぞれの判断に任されているところです。

もちろん、経過措置というのは今年度だけですので、遅くても平成30年の4月までには、何らかの形で地域協議会は所轄庁単位で設置されなければならないので、そこまでは必ず設置されるものと考えております。

○亀岡委員 ありがとうございます。では、質問を変えますが、その二つの選択肢のメリット、デメリットと申しますか、運営の仕方等でこっちの方が便利だとか、そういうものがもし分かれば教えて下さい。

○村田委員 すみません、部長である私から。

あくまで、私がここに来てから職員に話を聞く中で感じたことですが、介護保険の始まるずっと前から、それぞれの市町村と地区の社会福祉協議会との関係はあったと思います。それが、介護保険を契機にして、それまでと同様に社会福祉協議会を連携パートナーとして協力し合ってきたところと、そうでもないところとで、都内の市町村の中でも違いが出てきているのかなと思います。

社会福祉協議会とある程度関係ができてい、なおかつ、社会福祉協議会に事業を実施してもらっているところは、その枠組みの中で地区の社会福祉協議会に設置していただいて、そこに所轄庁として協力をしていくということを選ぶ方が現実的だと考えているのではないかなと思います。

そうでもないところは、直営で実施して、そこに社会福祉協議会に協力してもらおうという選択肢になるのではないのかと思います。

要するに、これまでどういうお付き合いを、社会福祉協議会と地元自治体がしてきたかということで、違いが出てくるのではないかと考えております。

○亀岡委員 良く分かりました。どうもありがとうございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

そのほか、御質問、御意見等ありますか。

○香川委員 平成28年8月2日付の社会保障審議会福祉部会の資料によれば、都道府県自身も、社会福祉法人に対する情報提供を行い、空白が生じている地域がある場合には必要な措置を講ずる、ということが書かれておりますけれども、現段階で34.7%が未定という状況で、どのように情報提供なり必要な措置ということを考えていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

○竹中課長代理 社会福祉法人担当の竹中と申します。

参考資料の6は、私どもが主催している社会福祉法人指導連絡会という、区市のブロック代表の係長級の方が委員の会議体の中で、今年度の地域協議会の設置状況調査を行っており、その調査結果の総括表になっております。総括表ですので、ここまでの記載に止まっておりますが、2のところの※書きにあるとおり、調査結果の詳細も提供しております。その中で、委員構成とか、社会福祉協議会にお願いしている場合の費用補助の有無、実際の議案の状況や議事の進め方などについての調査結果をまとめており、来年度に向けての参考情報として提供しております。

○香川委員 よくわかりました。

○平岡委員長 ありがとうございます。少しまとまった段階で、ここでも報告をしていただければと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、次の報告事項（３）に移りたいと思います。事務局から御説明いただいた後で、委員の皆様から御質問等をお伺いすることにいたします。

○渋谷指導調整課長 参考資料７を用いまして、区市の職員向けの研修の実施状況、あるいは、予定を御紹介したいと思います。

１の新任者研修は、例年、区市の社会福祉法人認可等事務や指導検査を初めて担当することになった職員を主な対象として、年度初めの４月に基礎的な内容を講義させていただく研修です。

１日半をかけて、社会福祉法人制度の概要、会計制度の概要、法人支援のための経営力強化事業の概要などを紹介し、さらに今年は、制度改革の一つの流れでありますローカルルール廃止、監査の基準の統一化というところで示された指導監査実施要項と監査ガイドラインの概要について講義させていただいたところです。

裏面が参加者数です。１日目は２００名余り、２日目は若干減りますけれども１６０名余り。この中には都の職員も含まれています。

また、アンケートの結果では、とても役に立った、概ね役に立ったという評価を多くいただいております。

最後のページが、現任者研修の案です。今は内容の詰めをしているところですが、この研修は、法人の認可や指導監査の事務に携わって何年か経っている方を主なターゲットとして、指導技術の向上や、都内での指導内容の平準化を目指し、グループ討議なども取り入れた内容で例年実施しております。

今年は、８月の下旬と９月の上旬で実施予定です。カリキュラムは、指導監査の手法、区市の指導監督事務に対する支援の内容のほか、評議員の選任支援については、制度改革の関係で、今は予算規模が４億円未満の小規模法人は４名の評議員で足りるとされているところが、３年後には７名以上必要となるので、選任に向けて所轄庁からも法人を支援していく必要があります。この支援の方法の御紹介を予定しています。

その他、区市における法人指導の取組の事例報告と、意見交換等を予定しています。

２日目は、主に会計の演習を中心に予定を組んでおります。

簡単ではございますが、以上でございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告について、御質問等ありましたらお願いいたします。

特に御質問等ないようですので、私から。

この研修のアンケート調査を拝見しますと、制度の概要のところ、とても役に立ったという回答が多かったということと、2日目の指導監査実施要綱及び監査ガイドラインの講義について、全体として役に立ったという回答が多いのは当然ですが、会計制度、あるいは、経営力強化の講義は、とても役に立ったというのがやや少ないような感じがします。これは、内容が難しいということなのでしょうか。まずは、新しい制度に沿った監査を行うことが大事で、経営力強化というのは次の課題というような位置づけになっているためでしょうか。

○渋谷指導調整課長 委員長がおっしゃるとおり、区市の職員の方も、大事なところには熱心に、あるいは、アンケートの中でも非常によく理解できた、ためになったというところで、制度改革絡みとか制度の概要に関する講義の評価は高かったと思います。

会計は、難しいながらも学習の機会がそう多くはないので、ためになったというお答えもあります。

経営力強化は、私どもの事業の紹介でしたので、所轄の法人向けに御紹介していただけるように御説明しましたが、区市の職員の方からすると、そこまでということだったと思います。

○平岡委員長 ありがとうございます。

そのほか、ご質問等なければ、次に進みたいと思います。

○渋谷指導調整課長 参考資料7は、後で議論のところで見えていただくかどうかというところで添付しているものです。

○平岡委員長 それでは、議題に入りたいと思います。

本日の議題は、今後都が行うべき社会福祉法人の支援策についてです。資料に基づいて事務局から説明を行っていただき、その後、御意見等をお伺いしたいと思います。

○渋谷指導調整課長 それでは、資料1から4を、まとめて御説明させていただきます。

まず、資料1は、制度改革後における社会福祉法人の状況を示した資料です。

法人から所轄庁である都や区市へ問合せが多くあった主な事項を左側に整理しております。評議員会に関することや、理事、監事に関すること、それから、制度改革の大きなところである社会福祉充実残額の算定方法や社会福祉充実計画の内容について。さら

に、全ての法人の義務である「地域における公益的な取組」の内容について。また、財務諸表等電子開示システムについては、これまで現況報告書という形で、法人の状況や決算の状況を所轄庁にお出しいただいていたものを、全国で厚生労働省が一括管理して分析し公表していくという、元データになるところですが、このシステムへの入力方法なども、非常に多くの法人の皆様がこの中で御苦労されたと思いますし、お問合せも多かった事項です。

右側には、これを課題として整理し直して、3点に集約しております。

1点目は、法人が必要とする情報が探しにくい状況にあるということです。お問合せの中には、国の通知や、国や都で作成したQ&Aなどで解決できるものもありますが、今回の大きな制度改革、法改正により、通知類も多く出ましたので、情報量の多さから、必要な情報を得られない、探しにくいという状況があるかと存じます。

2点目は、具体的な手続き・様式が示されていないところがあるという点です。通知やQ&Aには、どうしなさいということまでは書いてあるのですが、法人の皆様が事務をされる中では、具体的にこの書類は、例えば左のページであれば就任承諾書の文面はどのようなものが適切なのだろうか、開催への通知はどのようなものが適切なのだろうか、問題はないだろうか、そういった点をきちんと処理されようとする中で疑問になったときに、具体例までは、まだ制度も変わったばかりなので示されておらず、その都度、確認しなければならない場合があるかと存じます。

それから、3点目が重いところではあるのですが、新しい制度になりまして、判断が難しいところがあるかと思えます。特に、社会福祉充実計画の内容や、「地域における公益的な取組」の内容について、自分の法人でこういうことをやろうと考えているのだけれども適法なのかという点で、判断に迷うところもあるかと思えます。

それから、点線囲みで書きましたが、お問合せをいただいた法人は、制度改革への御理解の度合いや、対応状況についても分かるのですが、お問合せがない法人の中には、十分に理解されている法人もあるかと思うのですが、お問合せがないと、制度改革への対応状況を把握しきれない点があります。

今後、現況報告書や法人調査書という書類が出てくるので、外形面での把握はできにくくなるかと思うのですが、お問合せのない法人も含め、対応がどこまで進んでおられるのかという実態は、この後の指導監督の中で確認していく必要があると考えているところです。

続いて、資料2に移らせていただきます。

資料2は、所轄庁（区市）の状況について、先に法人担当の竹中も申しあげました区市との連絡会の中で、区市の所轄庁にアンケートをさせていただいて、所轄庁として苦慮している事項の主なところを整理させていただいた資料です。

日ごろから苦慮されている点では、区市には、所轄する法人の数が多いところもあるのですが、所轄する法人の数が少ない、あるいは、どうしても担当者の異動がありますので、入れ替わりが多くあり、ノウハウの定着・蓄積が困難な場合があるという点。

それから、回答の蓄積が少なく、即座の回答に苦慮する場面があるという点。

また、先の研修の報告の中で委員長からも御質問ありましたが、会計制度について、行政の制度と社会福祉法人の制度は違う制度なので、会計に関する知識の習得がなかなか難しい場面があると、日ごろからも我々も伺っております。

日ごろから苦慮されている事項に、今回の大きな制度改革への対応が、苦慮されている事項として上乘せされた状況となっています。

2点ほど整理しましたが、新制度に関する具体的な事務処理手順などが示されていないため、法人からの問合せに対して、回答に苦慮しているという点。

それから、制度改革の重要なところである社会福祉充実計画の審査、「地域における公益的な取組」の該当・非該当の判断、また、指導監査ガイドラインを適用して指導監査を行っていくのですが、制度改革が始まったばかりということもあり、通知類の記載が不明確又は不十分なところがあり、個々の場面で判断に苦慮することがあるという点です。これは、区市だけでなく、都としても同じ状況です。

こうした点を課題として整理し直しますと、1点目にありますように、所轄する法人の数も少なく、ノウハウの蓄積に時間を要してしまうというところがあると思います。

制度改革の対応の中の1点目は、具体的な手続き・様式が示されていないという点です。法人にとっても、個々に問合せをしていく必要がある場面ですが、所轄庁においても、判断ができずに苦慮している場面があるという点です。

それから、3点目は、所轄庁として、統一的に判断し、対応していかなければいけないものの、国の通知の内容に不十分なところもあり、判断に差異が生じてしまうおそれがあるのではないかとこの点を、課題として整理させていただきました。

こうした課題を踏まえて、これからどう対応していくかというところが資料3です。まず、今後都が行うべき支援の方向性の案を示してございます。

上のボックスに、考え方を大きく4点整理しております。

1点目は、これまでに判明した法人や所轄庁の課題のうち、具体的な手続きや様式等を、可能なところから順に、本年度の後半にも、法人や区市に対する情報提供の内容を充実していきたいと考えております。

2点目は、社会福祉充実計画や「地域における公益的な取組」など、これから順々に、こうした取組の内容なども蓄積されてくると思います。国へ問合せをすることが必要な場面は、問合せを行い、Q&Aの追加や更新を行うとともに、実際の判断事例等を蓄積して、法人、それから所轄庁に対する情報提供の拡充を行っていききたいと考えております。

3点目は、繰り返しのになってしまいますが、平成30年度も、今年度から開始した取組を含め、支援策を着実に実施していきませんが、併せて所轄庁区市との法人指導連絡会や東京都社会福祉協議会の中に設置する社会福祉法人協議会などで、法人の皆様と連携しながら、法施行後の状況、要望の把握などをさせていただき、必要な対応策があれば、引き続き検討して参りたいと考えております。

4点目は、法人所管としての実地検査の場面、あるいは、法人から提出される現況報告や法人調査書といった書類の確認、そして、区市の行う指導監督事務への支援の充実など、全体を通して、法人制度改革への対応状況の確認や必要な改善指導を行っていくことが、現在の大きな方向性として考えております。

これをもう少し具体的に示したのが下段になります。一番下が、まず都として、所轄庁として、国からの情報収集とともに、都内の実事例、あるいは、指導監査における判断事例を蓄積していきたいと思っております。

今年度から、実際に社会福祉充実計画の承認申請を受ける中で、あるいは、指導監査を行う中で、判断事例を蓄積していきます。国に対しては、必要な質問、Q&Aの追加や更新、あるいは、他県の事例などの情報の提供等を求めて参ります。

中段になりますが、特に充実させる支援の方向として、2点ございます。

まず、①法人向けに、今年度から開設しました東京都社会福祉協議会のホームページを中心に、情報提供の充実を進めていきたいと思っております。

3点ほど示してありますが、1点目は、情報提供方法を工夫すること。情報量が多く分かり難くなっている点は、示し方を工夫して参りたいと思っております。

2点目は、参考となる様式を示すこと。例えば、公益法人制度の関係資料から参考に

なる部分を掲載したりするという事などを考えております。

3点目は、国への問合せによるQ&Aの追加や、都内の実事例の紹介などを行っていくことを考えております。

中段右は、支援の②ということで、所轄庁への技術的支援の充実を考えております。

日ごろの業務の支援という意味では、研修内容をニーズに合わせて充実させること。それから、今回の制度改革対応という意味では、法人向けの情報の拡充とともに、区市との連絡会などの場面を含め、様々な場面で、法人の指導監督に必要な情報を区市へ提供していくことを予定しております。こうした区市への支援の充実が、区市で所轄する法人の支援にもつながるものと考えており、区市への支援に力を入れて参りたいと考えているところです。

これを、これまでも示していた資料の形で示したのが、4-1と4-2になります。

4-1が都内の全法人向けで、主に左側が平成29年度の実例、右側が平成30年度の実例の案と定義しております。

平成29年度の実例の中にも、下線を引いたようなところは、昨年度の実例資料にはまだなかった実例ですが、今年度のできるだけ早い時期から、情報提供の内容の拡充など、できることからしていきたいと思ひまして、アの情報提供の拡充の中では、5点目、6点目にある通知類の情報の整理、具体的な手続きや様式の掲載を行い、充実を図ってしていきたいと考えております。

平成30年度の実例案のところですが、こうした内容をずっと更新したりして続けていくことはもちろん、事例の追加であるとか、研修資料やFAQの追加、更新などをしていくとともに、判断が困難な事例の対応として、今年度、自治体の実事例を蓄積して、来年度には掲載をしていきたいと考えており、充実計画の具体例や「地域における公益的な実例」の事例などを御紹介して参りたいと考えております。

それから、4-1の中段にある法人の活動状況の把握、財務分析等は、引き続き、これまでと同様に行って、平均値等の公表なども行い、法人、あるいは、都民に見ていただける状態にします。また、指導監査の場面でも、この情報を活用して参ります。

それから、4-1の下段には、会計監査人設置の検証等について、今年度から活動収益で30億円超の社会福祉法人には、会計監査人の設置が義務となります。平成29年度の決算から会計監査人による監査が始まり、平成30年度にはその報告が出てきますので、その報告の内容の確認を行います。

また、この後、会計監査人の導入の義務になるところが広がっていきますので、導入予定の法人への支援として、会計監査人の導入までの流れ等の情報についても、先に義務になった法人の情報で御提供できるものは御提供していきたいと考えております。

さらに、実施状況に関する検証という点で、導入がうまくいったか、そして監査報告の内容なども踏まえて効果的な監査がなされているのかといったところを、順々に情報を収集し、分析検証し、必要な対応があれば、考えて参りたいと思っております。

最後に、資料4-2になりますが、これは主に所轄庁（区市）向けというところで、上段は、運営指導の場面で、所轄庁が強化されるように都として支援していくという内容となっております。

これまでも実施している研修等は、引き続き実施、あるいは、充実させる方向で考えております。

充実計画の事例の収集は今年度中に行い、来年度に提供をしてきたいと考えております。

「地域における公益的な取組」の事例についても、今年度に蓄積をして、平成30年以降に提供していきたいと考えております。

また、会計監査人の監査報告の確認方法、チェックポイントのようなものも、来年度以降提供していくように考えております。

下段は、指導監査の場面で、所轄庁が強化されるように都として支援していくという内容となっております。

国から示された指導監査ガイドライン対応の指導事項票を提供する他、その中でも特に都として重点的に確認していこうとする事項を整理した重点指導事項シートを提供するという点を、既に始めております。

この後、指導監査の場面における判断事例などを蓄積して、蓄積した事例については、来年度に区市へも情報提供できるようにしていきたいと考えております。

以上が、都が法人所管として、あるいは、指導監査部門として考えている対応の方向性や取組の案となっております。

委員の皆様から、現状について、あるいは、支援策について、教えていただくことがありましたら、改めて御意見をいただいで考えて参りたいと思っております。よろしくお願いたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明を受けて、御質問、あるいは、御意見やアドバイスなどを  
お願いできればと思います。

○茨木委員 この懸念の中にあるように、小さな社会福祉法人で、まだ意識改革が十分で  
きていないようなところもとても多いという気がしています。特に、「地域における公  
益的な取組」は全ての法人が実施しなければいけないということが、私が知る限りで  
も、小さい法人ではあまりピンときていないところもあって、これがネックになってく  
るのではないかと感じています。

大きいところは余力もあり、実施できると思うのですが、小さい社会福祉法人はなか  
なか人手もアイデアも出てこなかったりするのです、それこそ、地域で委員会の中で一緒  
に考えていくという体制がとても必要だと思っています。どういう取組が良いとか悪い  
とかということではなく、そのプロセスを、例えば、小規模法人で初めはこういうスタ  
ートラインからやって、こうなりましたという、手順まで含めた事例提供がとても必要  
になってくるのではないかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○渋谷指導調整課長 ありがとうございます。茨木先生の御意見で、来年情報を拡充して  
いく中では、そういう手続、考えていくプロセスなどの、小規模法人が参考になるよう  
なプロセスの好事例も、あわせて収集していければと思います。

今年度の取組という点で、小規模法人の事務局担当者向けの研修がありますので、  
その中で、「地域における公益的な取組」は、この制度改革の重要な内容なので取り組  
まなければいけないことや、現在までに判明している事例などは、少しでも御提供させ  
ていただけるように考えております。研修は8月から始まりますが、東京都社会福祉協  
議会と詰めて、今年度お知らせする内容もできるだけ膨らませていきたいと思いま  
す。プロセスなどは、まだその時はお伝えできかねるところもあると思うので、また順に  
情報を収集して参りたいと思います。

○平岡委員長 よろしいでしょうか。法人の状況についての話題ですので、高原委員、  
もしよろしければ、少しそのあたりをお願いします。

○高原委員 指導監査につきましては、今まさに法人と2事業所で3日間指導監査をいた  
だいている最中のごさいます、今回に限っては、できるだけ早くやった方が、問題点  
が明確になってよろしいかなということで大歓迎です。早くやっていただいていること  
を感謝しています。

それから、小規模法人の公的な地域への取組につきましては、これは今までもそうで

すけれども、東京都社会福祉協議会とタイアップして、東京都社会福祉協議会の研修の中にたくさん組み込んで、そして、普及していくのが良いのではないかなと思います。その辺も御協力いただければありがたいと思います。

○渋谷指導調整課長 高原委員、ありがとうございます。

1点目の指導監査は、今回の制度改革に対応できることによって、今までは基本2年に1回法人検査をすべしというところから、3年に1回にサイクルが伸びたのですけれども、高原委員がおっしゃったように、確認が逆におくれてしまって、間違えるつもりはないのに間違えたまま時間を経過させてしまってはいけない。そういう意味で我々も、各区市も、提出される書類でも確認できることの確認や御指導、あるいは、御助言というところは、今年度のうちにも順に取り組んでいきたいと考えております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

○亀岡委員 社会福祉法人はいろいろな規模の法人があるので、なかなか難しいかとは思いますが、先ほどお話の中にあった、この資料1にある社会福祉充実計画については、社会福祉充実残額があって初めて作成されるのですが、小規模法人で社会福祉充実残額が生じる法人は少ないと思っております。一般的に規模の大きな法人は別にして、そうでない法人で、社会福祉充実計画の作成が必要な法人はそれほど多くはないのではないのでしょうか。

また、会計監査人ならびに専門家の活用について、資料4-1にも書いてありますが、会計監査を導入する方法は3つあると思います。

一つは、会計監査人の設置義務のある法人。もう一つは、会計監査人の設置義務はないけれども、定款で法人が自ら会計監査人を設置する法人。もう一つは、定款に会計監査人の設置の定めはないが任意で公認会計士等による会計監査を受ける法人があると思っております。

その中で、さらに出てくるのが会計監査人の設置義務法人及び会計監査人の設置義務はないけれども、定款で法人が自ら会計監査人を設置する法人は、計算書類は第1様式についてのみ監査意見を表明することとなっています。定款に会計監査人の設置の定めはないが任意で公認会計士等による会計監査を受ける法人についても、会計監査人設置法人に準じて計算書類は第1様式についてのみ監査意見を表明することとされています。しかし、私の知っているある法人は、法人単位の意見だけではなく拠点単位の意見も欲しいということで、両方の契約をするような法人もあります。

というのは、例えば、法定監査が導入される前には、任意監査として拠点単位で監査意見を頂いていたが、今後は法人単位での監査意見が必要となる制度になった。行政の指導監査は法人だけでなく拠点にも来るので、その拠点に行って初めて、拠点における会計部分について行政の指導監査が行われるものと思います。会計監査人の監査意見が法人単位の計算書類は適正です、でも拠点単位の計算書類については意見を表明していないという状況になったときに、その拠点に行政監査が来たときに、そこで会計分は見なくていいですと言えるのかどうか。公認会計士等の監査が導入されていれば、法人単位の独立監査人の監査報告書以外にも監査実施概要及び監査結果の説明書もあるので、それを見て、ガイドラインの中にある、いわゆる会計部分については見なくて済むようになるのか。その判断が行政側としては難しいと思います。その辺をもう少しわかりやすく整理していただきたいと思います。

このことは法人にとっても大変重要なことだと思います。ですから、今回会計監査という法人単位の計算書類に対する意見を表明する大きな枠組みができていますが、同時に法人の内部統制等に関する指導的な役割も要請されています。この辺を法人の方が一番悩んでおられるのではないかと考えています。そして、それが監査費用にも影響を及ぼしていくのではないのでしょうか。その辺を整理していただければ、法人の方も安心されると思います。

○渋谷指導調整課長 ご意見として承って調べさせていただきます。

指導監査の場面で言えば、我々もどこまで会計監査人が監査されているのかを確認して、省略ができるのか、ここの拠点を見なくてはいけないのかなど、我々も整理をしていかないといけないところだと思います。

○亀岡委員 個人的な見解ですが、会計監査等を導入するがゆえに会計専門家の力を効果的に生かし、行政側として法人制度や利用者・職員等の処遇等の分野を中心に見て、会計部分は専門家である公認会計士等に任せてはいかがでしょうか。その方が結果として、全体として限られた財源を効率的に配分できるのではないのでしょうか。

○渋谷指導調整課長 ありがとうございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

そのほかの点、いかがでしょうか。

○香川委員 1点よろしいでしょうか。資料1を拝見させていただいて、法人にとっての課題というところで3つ述べられていらっしゃるうち、「具体的な手続き・様式が示さ

れていない」という点について、新しい制度が導入されたときに、裁判所の書式などを見ても、いわゆるフォーマットだけではなくて、典型的な記載例を載せている場合が結構あるという認識がございます。

例えば、成年後見制度については、こんな書き方がありますよという例が載っています。典型例を載せることは、良い面も悪い面もあると思いますが、私が聞いていてもすごく難しい制度改革で、フォーマットだけ出されても、どの程度書けばいいのか分からないというのが現実ではないかと思います。ぜひ、そのあたり緩急をつけながら工夫していただきたいと思います。

○渋谷指導調整課長 問合せが多いところは、それだけ分かりにくかったり、多くの方が必要とする情報だと思いますので、おっしゃるように順々に、問合せが多いところは、フォーマットだけではなくて、記載例を示すなどの配慮を考えて参りたいと思います。

○平岡委員長 そのほかにいかがでしょうか。

資料1の法人からの問合せが多かった点ということで、一番下の財務諸表等電子開示システムの入力に手間取っている法人が多くあったということですが、全体としては無事に完了した状況でしょうか。

○竹中課長代理 実情は、完了はしておりません。今週の当初時点で厚生労働省の担当者から伺った中では、届出期限は6月末のものですが、現在のところ、アップロードされた法人は、全国的に見て約7～8割だそうです。東京都の所轄でも、約7～8割です。

システムが初めて導入されたということもあり、使い勝手が悪いというところがあります。途中まで入力していたところに修正をかけたがために、その前の作業まで戻ってしまう。つまり、入力したものを全部消されてしまうなど、そういった使い勝手の悪さもあり、かなり手間取っているというところではあります。所轄庁としては、今年度は届出期限については弾力的に対応を行い、法人へのシステム操作の説明も十分に行っておりますが、システムの問題点につきましては、今、整理しておりますが、然るべき時期に国にも提出していきたいと考えているところです。

○平岡委員長 ありがとうございます。

○亀岡委員 財務諸表等電子開示システムの入力について、計算書類は拠点単位の第4様式から法人単位の第1様式まで集計していく仕組みになっているのですが、第4様式を作るためには、サービス区別に記載されている拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書からインプットする仕組みになっていると思います。資金収支明細書

はサービス区分間取引等の内部取引が表示されるのですが、事業活動明細書については、いわゆるサービス活動増減の部とサービス活動外増減の部までで、それから下の特別増減の部などのところが、今の会期基準では要請されていませんので、特別増減の部に記載されるサービス区分間取引等の内部取引が表示されません。しかし、事業活動計算書についても、システムとしてはサービス区分別にインプットしないといけません。拠点区分事業活動明細書の様式は内部取引を消去できるような様式は一応、準備されています。しかし、特別増減の部の記載が要請されていませんので内部取引が表示されません。このような、事実を認識していただき、財務諸表等電子開示システムの入力がスムーズにいくようにご指導していただければと思います。

○平岡委員長 よろしいでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。資料3、4の都が行うべき支援に関して御意見やアドバイス等をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○亀岡委員 資料の3について、特に充実させる支援①というところですが、東京都社会福祉協議会のホームページを中心にとすると、東京都社会福祉協議会のホームページへアクセスしないと見られないということになるのでしょうか。東京都のホームページからリンクしているのでしょうか。

○渋谷指導調整課長 参考資料3にあるように、様々な情報を網羅したホームページを作ったところなので、そちらを中心に、法人に見に行ってくださいことを考えています。都の通知は都のホームページへ、国の通知は国のホームページへリンクを貼るような形となっており、このページを見ると、様々な情報がワンストップで見られるということで、御紹介しております。逆に、都のホームページには、都が発信した通知や都が作成したQ&Aは載っておりますが、なかなかその他の情報を掲載することは難しいので、東京都社会福祉協議会のホームページを紹介しています。

○亀岡委員 東京都の指導監査部のホームページから飛ばしてもらうことはできないのでしょうか。東京都社会福祉協議会のことを知らないと、東京都社会福祉協議会のホームページに入れられないのではないのでしょうか。

○百瀬統括課長代理 東京都のホームページから東京都社会福祉協議会へ飛ぶボタンを作ることは可能です。

○亀岡委員 東京都社会福祉協議会と協力して社会福祉法人の支援を行うのは良いと思うのですが、東京都が行う支援と思いますので、東京都のページを開いた時に、東京都社

会福祉協議会のページへ誘導できる仕組みがあると良いと思うのですが、いかがでしょうか。

○村田委員 ここは委員の皆様方の御意見をお聞きしたいところではあるのですが、法律で所轄庁は区市と都に分かれていて、この数年間は、2000年以来の大改正でありましたので、所轄庁のいかに関わらず、都が一元的に監事研修や法人向けの制度改正説明会などを、繰り返し行って参りました。各種印刷物、リーフレットも作成し、全て都のホームページでアップしていったのですが、それをいつまで、今の形で続けていくのだろうかという問題がございます。ここに書いてある趣旨は、非常時対応としての都が全て一元的に情報提供をするという時期はそろそろやめて、いわゆる本来の姿に、少しずつシフトチェンジをしていくというものです。

ただし、都が何もしないという意味ではないので、そこで所轄庁支援という概念が出てきます。その中で、都の法人全体に対して何かアプローチをすることを考えたとき、我々は社会福祉法人の問題について東京都社会福祉協議会と協力関係にあるので、東京都社会福祉協議会にあらゆる情報を集約して、そこで発信をしようと考えました。我々も、所轄庁としての情報配信が必要なので、例えば補助金を出していい法人かどうかの審査基準ですとか、指導検査の基準などは、これからも公表し続けていくのですが、制度改正情報というのは、基本的には所轄庁としてのスタンスからの情報発信になっていくものと思います。

ただ、そのシフトチェンジがまだ早いという御意見が多数なのであれば、そこは検討いたしますが、所轄庁の担当の方々と連絡会などで情報交換をしていく中では、こういう形が考えられるという意味で、担当が作ったものです。

○亀岡委員 ありがとうございます。良くわかりました。

○平岡委員長 よろしいでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。

○香川委員 制度上仕方がないものかもしれないのですが、私も設立認可の関係で、社会福祉法人について市区と対応させていただいたことがあります。ノウハウが蓄積されないのは致し方ないかのような制度設計になっている中で、都が相当細かいところまで、市区町村に情報を提供しないと、市区町村が動けないおそれがあると思います。もちろん、もともと事務処理に長けている方が担当者になれば別として、そうでない方がなった場合に、業務が滞ることが考えられるという意味では、もちろん法人自体に対する支

援も必要と思うのですが、私自身は、先ほどのいつまで都が中心にやるのかというお話もありましたけれども、まず、市区町村自体に実力をつけていただくということが大事なのではないかと思います。

○渋谷指導調整課長 我々としても、資料4-2での支援や研修だけではなく、事例の蓄積は都のほうがたくさんあると思いますので、そうした情報の提供をできるだけ充実して参りたいと思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

世田谷区と八王子市は、規模が大きいほうですので、ちょっと状況が違うかと思いますが、区市の立場でもし何か御意見をいただけたらお願いいたします。

○世田谷区中里指導担当課長 世田谷区は、確かに都内の区部では比較的多いほうの部類に入るので、出席させていただいているのですが、人事面で担当者が一定の場所にいないということが、どこの自治体も同じ悩みなのだと思います。うちも、多いといっても担当者は必ずしも一定というわけにはいきませんし、私のところも担当の職員は2名しかおりませんので、そういった面では東京都の対応方法ですとか、あるいは、マニュアルは参考にさせていただいていますし、これからも引き続き支援をお願いしたいと考えているところです。

今回の制度改正について言わせていただければ、国からとても多くの資料が出されておまして、それを逐次こちらとしても法人のレベルに合わせて、法人がどれだけ理解していただけているのかということを考えながら、情報提供させていただいております。

区としても、簡単なチェックシートのようなものを作って、提供をしながら法人の担当者が理解しやすい形を採っていったつもりではいるのですが、人それぞれ解釈の違いがあるものですから、担当される方が正確に理解をしているかどうかというところから問合せが来るといったところもありまして、担当としても苦労しているところです。

法人から出てくる資料について、こちらでチェックしているのですが、果たして、それは本当に合っているのかどうかというところが、国の資料を見てもなかなか分からない。そういった基準となる解釈については、こちらも非常に苦慮をしているところで、東京都、あるいは、23区の中で確認をし合いながら行っているといった現状があります。

あと、非常に困っていることが、財務諸表等電子開示システムです。法人からの問合せに対して、法人と私どもで全く同じ国の資料を見ているのですが、入力してもうまく

反映しないので、とても苦勞しているというのが、世田谷区としての状況です。

○平岡委員長 ありがとうございます。八王子市さんは、いかがでしょうか。

○八王子市鈴木指導監査課長 法人の認可監督は、地方自治法の法定受託事務で本来国の事務が移譲されている中で、昨年度東京都で新制度説明会や、評議員説明会、監事説明会、チェックシートの作成等、力強い御支援をいただき、大変感謝をしております。

本年度につきましても、東京都社会福祉協議会への補助事業で、小規模法人を対象にした実務担当者向けの研修会をやっていただけるということで、いくら仕組みでカバナンスが強化されたとしても、実際にそれを担当されている方がよく理解していないとなかなか実現できないので、今回の補助事業も大変ありがたく思っております。

八王子市の場合も、先ほどお話があったような財務諸表等電子開示システムの入力について、6月末まで電話がよく鳴っていて、なかなか入力できない、国に聞いてもよく分からない、ヘルプデスクに聞いてもよく分からないというような状況がありました。最近では静かになっている状況ですが、先ほどのお話ですと、全国、都とも入力ができるのは7～8割だということなので、残った部分はどうなっているのか大変心配な状況です。

今後についても、東京都でできる限り御支援をいただきながら、もちろん所轄庁としての責任を果たしていかなければいけないと思っています。要綱も変わりまして、ガイドラインも出たところですから、これから各所轄にもデータ等の蓄積ができますので、そういったものを情報交換会等で交換していき、法人へのフィードバックができていけばよいと考えています。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、そのほかに何か御質問、御意見があればどうぞお願いいたします。

○亀岡委員 資料3の、特に充実させる支援の②のところ、所轄庁への技術的支援と書かれていますが、技術的支援というのは、具体的にどのようなものをいうのですか。

○渋谷指導調整課長 資料4-2に当たりますが、技術的というのは、研修をして職員的能力を高めることや、指導検査の場面で使用する指導事項票や重点事項シートなども御提供して、技術的に支援していくということです。

○亀岡委員 それを技術的支援というのですね。

○渋谷指導調整課長 それから、事例を今年度蓄積して来年度提供をすることなど、少しずつ充実する部分にあたると思ひ、示しているところであります。

○平岡委員長 具体的には、参考資料1の右下のところに書いてある平成29年度を取組を前提に、来年度以降、さらに充実させていくということですね。

○渋谷指導調整課長 所轄庁である区市へ提供をする情報等を、順に充実させていきたいと考えております。

○亀岡委員 ありがとうございます。良く分かりました。

○村田委員 行政用語で、財政的支援、技術的支援と我々はよく使ってしまうのですが、いわゆる財政的支援ではないものは、全て技術的支援としています。

○高原委員 一点よろしいでしょうか。

先ほど、6月になったら急に電話が少なくなったというお話があったのですが、法人から所轄庁への問合せが多くあった事項の中に、基本的な問題がたくさん羅列されているわけですね。こういうところでみんな戸惑っているのですから、その先は推して図るべしということがありますので、ぜひきめ細かい御指導をいただきたいと思います。

○平岡委員長 よろしいでしょうか。

それでは、大体、御意見はいただいたということでよろしいでしょうか。

御意見ありがとうございました。では、議題は一通り終了いたしました。全体を通してなお、御質問や御意見などありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。皆様からいただいた御意見を参考に、事務局において平成30年度を取組内容について検討を行っていただくようお願いいたします。また、次回の会議で、検討の結果、取組内容の詳細について御報告をしていただける予定です。

これをもちまして、第1回社会福祉法人専門家会議は終了いたします。

事務局から連絡事項があるということですので、お願いいたします。

○渋谷指導調整課長 今、委員長からも御指示がありましたが、次回の開催予定、少し先になりますが、改めて事務局より日程調整の御連絡等をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本日配付いたしました資料、全てお持ち帰りいただけますので、御参考に御活用いただければと思います。

連絡は以上になります。本日は誠にありがとうございました。

(午後 5時56分 閉会)